

「福祉・介護職員等処遇改善加算」および「介護職員等処遇改善加算」にかかる
情報公開（見える化要件）

国では、介護職員等の処遇改善を進めるため、介護報酬への加算により職員の賃金改善につながる措置を講じてきました。令和６年度の報酬改定では、職員の人材確保を更に推進するため、これまでの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」に分かれていた加算を「処遇改善加算」に一本化し、より多くの事業所が職員の処遇改善に取り組みやすい仕組みとしました。

当法人においても、国が定める算取得要件を満たし、「処遇改善加算」を取得しています。
また、加算取得にあたり求められる「見える化要件」に基づき、賃金改善以外の処遇改善の取組内容を以下のとおり公表いたします。

賃金改善以外の処遇改善の取組

項目	法人の取組
入職促進に向けた取組	○常に法人理念に立ち返ることができるよう理念カードの携行 ○他産業からの転職者や未経験者の採用等、幅広い人材の採用 ○職業体験の受入れや地域行事への参加・主催による職業魅力度向上の取組
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す職員に対する助成や受講支援 ○上位者による定期的な面談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	○育児短時間勤務の延長、子の看護休暇および介護休暇の一部有給化など、子育てや介護等と仕事の両立を目指すための制度の充実 ○職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換
腰痛を含む心身の健康管理	○メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置 ○短時間労働者（ドライバー、夜勤専従職員を含む）への健康診断の実施 ○身体の負担軽減のための介護機器等の導入、腰痛予防研修および業務開始前の体操の実施 ○衛生委員会でのヒヤリハット事例の積極的な収集・共有による類似トラブル等発生時の再発防止への活用
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	○職場の課題の見える化を図るため、月１回の会議において事業の稼働率や人件費（職員の配置状況）等の資料をもとに課題を共有・分析、改善策を検討 ○５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字を取ったもの）等の実践による職場環境の整備 ○タブレット端末や見守り機器等の導入による記録業務や見守り業務の効率化と業務量の縮減 ○業務内容を明確にし、間接業務（環境整備等）を担当する職員を配置することで、業務の効率化と負担の平準化を推進
やりがい・働きがいの醸成	○会議により職員が意見を出し合い、勤務環境や支援内容の改善を検討 ○地域住民との防災訓練、近隣小学校児童と利用者の交流、地域のイベントへの参加・主催、ニーズに応じた講習会等の開催 ○対人援助の根幹である「人権」について、年１回、全職員を対象とした「職員人権研修」を開催 ○利用者やその家族から寄せられた謝意等の情報の共有